

平成25年11月27日宣告 裁判所書記官 荻 住 か る よ

平成25年合(わ)第31号等-1 (平成24年刑(わ)第2552号, 同第2745号,
平成25年刑(わ)第475号)

部 分 判 決

本籍

住居

職業

石 元 太 一

昭和56年12月13日生

上記の者に対する区分事件(詐欺被告事件)について, 当裁判所は, 検察官上保
由樹, 同久富木大輔, 弁護士藤本勝也(主任)及び同桑原真理各出席の上審理し,
次のとおり判決する。

主 文

本件区分事件の各公訴事実につき, 被告人はいずれも有罪。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は, T F 及び氏名不詳者らと共謀の上,

第1 (平成25年3月15日付け追起訴状記載の公訴事実第1関係)

「株式会社」 と称するパチンコ攻略情報を提供する業者を装
い, インターネット上に「簡単, 仕事の片手間で高収入, 初めての方でも大丈夫」などの広告を掲載した上, パチンコ店でパチンコをしてもらえば多額の収入が得られると装って, 審査料等の名目で現金をだまし取ろうと考え, 別表1
欺罔年月日欄記載のとおり, 平成21年9月22日頃から同月30日頃までの

間、2回にわたり、同広告を見て応募してきた [A] に対し、いずれも [] 事務室若しくは不詳の場所において、電話で、前記株式会社 [] の社員を名乗り、真実は、パチンコの遊技を行う仕事はなく、前記 [A] をその仕事に従事させるつもりもなく、かつ、提供するパチンコ攻略情報の打法では確実に大当たりを発生させることはできないのに、これらがあるように装い、別表1欺罔文言欄記載のとおり、「会社の指示どおりにパチンコを打てば、絶対勝てる。コースがそれぞれあり、コースごとに得られる収入金額が異なる。」「書類審査を受けるには、1万9300円かかりますが、審査を受けますか。」などとうそを言い、前記 [A] をその旨誤信させ、よって、別表1振込日・振込場所・振込先及び金額欄記載のとおり、同月30日から同年10月19日までの間、5回にわたり、同人に、 [] 支店ほか1か所から、被告人らが管理する [] 名義の普通預金口座に現金合計103万2550円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させ

第2 (平成24年11月30日付け追起訴状関係)

「 [] 株式会社」と称するパチンコ攻略情報を提供する業者を装い、インターネット上に「楽チン！簡単！高日給！空いた時間を利用して稼ぐことができる」などの広告を掲載した上、ビジネスパートナーとして、パチンコ店でパチンコをしてもらえば多額の収入が得られると装って、登録料等の名目で現金をだまし取ろうと考え、別表2欺罔年月日欄記載のとおり、平成21年10月7日頃から同月下旬頃までの間、5回にわたり、同広告を見て応募してきた [B] に対し、いずれも前記 [] 事務室若しくは不詳の場所

において、電話で、前記 [] 株式会社の社員を名乗り、真実は、ビジネスパートナーとしてパチンコの遊技を行う仕事はなく、前記 B をその仕事に従事させるつもりもなく、かつ、提供するパチンコ攻略情報の打法では確実に大当たりを発生させることはできないのに、これらがあるように装い、別表2 欺罔文言記載のとおり、「ビジネスパートナーとしてパチンコ店でパチンコをしてもらい仕事です。パチンコの打ち方を教えますのでマニュアルどおりにパチンコをしてもらえば、初心者でも簡単に仕事ができます。初心者でも5000円以内で必ず出玉が出ます。自由な時間で高収入が得られますよ。」「登録料に1万9300円が必要です。」などとうそを言い、前記 B をその旨誤信させ、よって、別表2 振込日・振込場所・振込先及び金額欄記載のとおり、同月9日から同年11月6日までの間、7回にわたり、同人に、 [] [] 支店ほか3か所から、被告人らが管理する [] 支店に開設された [] 株式会社名義の普通預金口座に現金合計193万3300円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させ

第3 (平成25年3月15日付け追起訴状記載の公訴事実第2関係)

「 [] 株式会社」と称するパチンコ攻略情報を提供する業者を装い、インターネット上に「楽チン!簡単!高日給!空いた時間を利用して稼ぐことができる」などの広告を掲載した上、ピーアールスタッフとして、パチンコ店でパチンコをしてもらえば多額の収入が得られると装って、登録料等の名目で現金をだまし取ろうと考え、別表3 欺罔年月日欄記載のとおり、平成21年10月14日頃から同月下旬頃までの間、3回にわたり、同広告を見て応募してきた [] C に対し、いずれも前記 [] 事務室若しくは不詳の場所において、電話で、前記 [] 株式会社の社員を名乗り、真実は、ピー

アールスタッフとしてパチンコの遊技を行う仕事はなく、前記 **C** をその仕事に従事させるつもりもなく、かつ、提供するパチンコ攻略情報の打法では確実に大当たりを発生させることはできないのに、これらがあるように装い、別表3 欺罔文言欄記載のとおり、「ピーアールスタッフとしてパチンコ店でパチンコをしてもらい仕事です。パチンコの打ち方を教えますのでマニュアルどおりにパチンコをしてもらえば、初心者でも簡単に仕事ができます。初心者でも5000円以内で必ず出玉が出ます。自由な時間で高収入が得られますよ。直ぐに必ず稼げるのだから、お金を借りても、借りた分は直ぐに戻ってきますよ。」 「登録料に1万9300円が必要です。」などとうそを言い、前記 **C** をその旨誤信させ、よって、別表3 振込日・振込場所・振込先及び金額欄記載のとおり、同月15日から同年11月2日までの間、3回にわたり、同人に、支店ほか2か所から、被告人らが管理する前記 支店に開設された 株式会社名義の普通預金口座に現金合計47万9300円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させ

第4 (平成24年11月9日付け起訴状記載の公訴事実第1関係)

「株式会社」と称するパチンコ攻略情報を提供する業者を装い、インターネット上に「楽チン！簡単！高日給！空いた時間を利用して稼ぐことができる」などの広告を掲載した上、同社のビジネスパートナーとして、同社が提供するパチンコ攻略情報による打法に基づいてパチンコをすることにより多額の収入が得られると装って、登録料等の名目で現金をだまし取ろうと考え、別表4 欺罔年月日欄記載のとおり、平成21年11月22日頃から同年12月9日頃までの間、3回にわたり、同広告を見て応募してきた **D** に対し、いずれも前記 事務室若しくは不詳の場所において、電話で、

前記 [] 株式会社の社員を名乗り、真実は、同社のビジネスパートナーとしてパチンコ遊技を行う仕事はなく、前記 D をその仕事に従事させるつもりもなく、かつ、提供するパチンコ攻略情報の打法では確実に大当たりを発生させることはできないのに、これらがあるように装い、別表4 欺罔文言欄記載のとおり、「 [] のハマダです。ビジネスパートナーとしてパチンコ店でパチンコをしてもらう仕事です。パチンコの打ち方を教えますのでマニュアルどおりにパチンコをしてもらえば、初心者でも簡単に仕事ができます。初心者でも5000円以内で必ず出玉がでます。自由な時間で高収入が得られますよ。登録料に1万9300円が必要です。」などとうそを言い、前記 D をその旨誤信させ、よって、別表4 振込日・振込場所・振込先及び金額欄記載のとおり、同年11月24日から同年12月11日までの間、4回にわたり、同人に、 [] [] 支店 [] ほか1か所から、被告人らが管理する前記 [] [] 支店に開設された [] 株式会社名義の普通預金口座に現金合計88万800円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させ

第5 (平成24年11月9日付け起訴状記載の公訴事実第2関係)

「 [] 株式会社」と称するパチンコ攻略情報を提供する業者を装い、インターネット上に「パチンコをしているだけで仕事となる夢のようなビジネスシステム」「月収平均100万円、トップクラスは300万円オーバー」などの広告を掲載した上、パチンコ店のさくらとして、同社が提供するパチンコ攻略情報による打法に基づいてパチンコをすることにより多額の収入が得られると装って、登録料等の名目で現金をだまし取ろうと考え、別表5 欺罔年月日欄記載のとおり、平成22年1月22日頃から同年3月24日頃までの間、3回

にわたり、同広告を見て応募してきた [E] に対し、いずれも前記 [] 事務室若しくは不詳の場所において、電話で、前記 [] 株式会社の社員を名乗り、真実は、パチンコ店のさくらの仕事はなく、前記 [E] をその仕事に従事させるつもりもなく、かつ、提供するパチンコ攻略情報の打法では確実に大当たりを発生させることはできないのに、これらがあるように装い、別表5 欺罔文言欄記載のとおり、「第1営業部のナカザワです。色々なプランがあり、パチンコ店のさくらをしてもらいます。さくらなので必ず勝つ台を教示します。出玉を換金して、儲けた額の半額を取り分にしてもらいます。高額収入が得られますよ。登録料に1万9300円が必要です。」などとうそを言い、前記 [E] をその旨誤信させ、よって、別紙5 振込日・振込場所・振込先及び金額欄記載のとおり、同年2月2日から同年3月26日までの間、5回にわたり、同人に、 [] [] 支店ほか2か所から、被告人らが管理する [] [] 支店に開設された [] [] 口座に現金合計136万1300円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させた。

(証拠の標目)

※ 括弧内の番号は証拠等関係カードにおける検察官請求証拠の番号を示す。

判示事実全部について

- [] の検察官に対する供述調書謄本3通 (甲80ないし82)
- [] の検察官 (甲84, 86, 88) 及び司法警察員 (甲83) に対する各供述調書謄本
- 捜索差押調書謄本2通 (甲40, 47)
- 証拠品発見状況写真撮影報告書謄本 (甲48)

- ・ 証拠品写真撮影報告書謄本（甲49）
- ・ 関係電話番号特定報告書謄本（甲31）
- ・ メール精査結果報告書謄本2通（甲32, 33）
- ・ メールデータと詐欺金入金状況対比結果報告書謄本（甲34）, 対比表訂正結果報告書謄本（甲72）
- ・ 画像解析結果報告書謄本（甲39）
- ・ 証拠品精査結果報告書5通（甲41ないし43, 74〈不同意部分を除く〉。甲41ないし43は謄本。）
- ・ 捜査報告書（甲50）
- ・ 銀行口座精査報告書（甲73）
- ・ 電話聴取結果報告書2通（甲75, 76）
- ・ 経費使途先一覧表作成報告書謄本（甲77）
- ・ 捜査関係事項照会書謄本4通（甲24, 35, 37, 70）, 同回答書謄本4通（甲25, 36, 38, 71）

判示第1及び第4の事実について

- ・ 捜査関係事項照会書謄本（甲4）, 同回答書謄本（甲5）

判示第1の事実について

- ・ ████████の司法警察員に対する供述調書謄本（甲59）
- ・ 写真撮影報告書謄本2通（甲60, 61）
- ・ 証拠品出力結果報告書謄本（甲62）
- ・ 閉鎖事項全部証明書（甲69）
- ・ 捜査関係事項照会書謄本（甲29）, 同回答書謄本（甲30）

判示第2ないし第5の事実について

- ・ 被疑者使用電話特定報告書謄本（甲21）

- ・ 履歴事項全部証明書（甲20）

判示第2ないし第4の事実について

- ・ 写真撮影報告書謄本（甲8）
- ・ 捜査関係事項照会書謄本（甲22）； 同回答書謄本（甲23）

判示第2の事実について

- ・ ■■■■■の司法警察員に対する供述調書抄本3通（甲55, 56, 57）
- ・ 写真撮影報告書謄本（甲58）

判示第3の事実について

- ・ ■■■■■の司法警察員に対する供述調書謄本（甲63）
- ・ 写真撮影報告書謄本（甲64）
- ・ 証拠品データ内資料抽出報告書謄本（甲65）

判示第4の事実について

- ・ ■■■■■の司法警察員に対する供述調書抄本（甲1）
- ・ 証拠品複写報告書（甲3）
- ・ 預金口座精査結果報告書（甲6）
- ・ 写真撮影報告書謄本（甲7）
- ・ 証拠品精査結果報告書謄本（甲44）

判示第5の事実について

- ・ ■■■■■の司法警察員に対する供述調書抄本3通（甲9ないし1.1）
- ・ 「契約申込書等計3点の領置経過及び写しの作成について」と題する書面抄本（甲12）
- ・ 写真撮影報告書謄本2通（甲17, 18）
- ・ 捜査報告書謄本2通（甲16; 19）
- ・ 電話聴取結果報告書（甲26）

しかし、 株式会社の総勘定元帳に記載された詐欺会社との取引額（甲 8 9）は、上記詐欺会社名義の口座から被告人名義の口座への入金額（甲 7 3）を大幅に下回る上、総勘定元帳で詐欺会社との取引の記載が終了した平成 2 1 年 1 2 月以降も、被告人は上記のように詐欺会社から収益の振込入金を受けていたのであって、被告人供述は客観的な状況に反する。また、被告人は、出勤状況や経費といった広告収入と無関係な詐欺会社の業務状況について詳細な報告を受けており、被告人供述はかかる状況とも矛盾する。よって、被告人供述は信用できない。

4 以上より、被告人に判示各詐欺罪の共同正犯が成立することは優に認められる。

（罰条の適用等）

被告人の判示第 1 ないし 5 の各所為は別表記載の各番号毎に（別表 1 の番号 2，別表 2 の番号 1・2・4，別表 4 の番号 2，別表 5 の番号 2・3 は、いずれも包括して）それぞれ刑法 6 0 条，2 4 6 条 1 項に該当する。

（裁判員法 7 8 条 2 項 4 号及び 5 号についての判断）

全証拠に照らして検討したところ、裁判員法 7 8 条 2 項 4 号及び 5 号に定められた事実はないと認められる。

（罪となるべき事実に関連する情状に関する事実）

〔以下、判示第 1 ないし 5 の各被害者を、順に、被害者 1 ないし被害者 5 と呼称する。〕

1 犯行態様及び結果

被告人らは、インターネット上に簡単で高日給の仕事がある旨の広告を掲載して、申込者に対し、パチンコ店の集客のためのピーアールスタッフ等として、マニュアルに従ってパチンコをして大当たりを出すことで多額の収入を得ること

とができると偽り、登録料や敷金の名目で金銭を振り込ませた。被害者らからマニュアル通りに打っても玉が出ないなどと言われると、上級のコースにすれば玉が出やすいなどと偽り、コース変更のためにさらに金銭を振り込ませた。また、被害者らから振り込む金がないなどと言われると、関連業者でクレジットカードの現金化をさせて資金を調達させた。

被告人らは、判示各罪により、合計568万7250円を詐取した。

2 組織性、職業性

被告人らは、詐欺のための会社を設立し、都内の一角にオフィスを構え、欺罔マニュアルを作成するなどして、固定メンバーである **T**、**F** の他にも被害者に対応する営業員を複数雇い、業務として詐欺を行った。また、銀行口座が凍結されると、次々と社名を変えながら詐欺を継続した。

3 被告人の役割及び利得

被告人は、詐欺会社の中で、**T**、**F** から日々報告を受け「社長」として組織を統轄する役割を担い、自らも多額の利益を得た。

4 示談状況及び被害感情

(1) 示談前の被害感情

被害者1は、言葉巧みに人を騙す犯人は許せない、被害者2は、他人を騙して現金等を騙し取り、逃げてしまう犯人を許すことはできない、被害者3は、他人を騙して現金等を騙し取り、逃げてしまう犯人を許すことは出来ない、被害者4は、他人を騙して現金を騙し取り、その後の話し合いなどに真剣に対応しないで、逃げてしまう犯人を許すことは出来ない、被害者5は、体調を崩して前職を辞め、新しい仕事を探していたときに本件詐欺の被害に遭い、人の弱みにつけ込んで言葉巧みに人を騙して、現金を騙し取る様な悪い男達を絶対に許すことはできないとそれぞれ述べていた。被害者らはいず

れも厳罰を求めていた。

(2) 示談状況及び現在の処罰感情

被告人、**T**及び**F**は、本件各被害者ほか1名と各詐取金額の6割強ないし全額、合計513万800円を支払って示談を成立させ、うち被告人は250万円を支出した。現在、被害者らはいずれも被告人を宥恕している。

平成25年11月27日

東京地方裁判所刑事第18部

裁判長裁判官 鬼澤友直

裁判官 林 欣寛

裁判官 山田明香